

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(長浜市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	中川 伸夫	滋賀県長浜市	長浜市	細江町	八田	1603	田	1,453	賃借権	水田	R5.9.1	R10.12.31	5年4ヶ月	9,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	長浜市	布勢町	横枕	1187	田	1,554	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
3	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	長浜市	布勢町	横枕	1188	田	817	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
4	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	長浜市	名越町	湯田	478	田	1,149	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
5	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	長浜市	名越町	道祖	477-1	田	1,032	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
6	農事組合法人 七々頭ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	余呉町上丹生	伊波佐岐	570	田	4,036	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	農事組合法人 七々頭ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	余呉町上丹生	久保田	3132-1	田	793	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	農事組合法人 七々頭ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	余呉町上丹生	久保田	3141-1	田	524	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	農事組合法人 七々頭ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	余呉町上丹生	中保野	743-1	田	865	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	農事組合法人 七々頭ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	余呉町上丹生	中保野	744-1	田	193	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	農事組合法人 七々頭ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	余呉町上丹生	棚谷	3401	田	593	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	農事組合法人 七々頭ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	余呉町上丹生	棚谷	3402	田	762	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	農事組合法人 今町営農組合	滋賀県長浜市	長浜市	榎木町	杓子切	1741	田	1,029	賃借権	水田	R5.9.1	R13.8.31	8年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	片桐 宣治	滋賀県長浜市	長浜市	大路町	梅ノ木	1190	田	900	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	9,917円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	片桐 宣治	滋賀県長浜市	長浜市	大路町	梅ノ木	1192-1	田	675	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	10,600円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	片桐 宣治	滋賀県長浜市	長浜市	大路町	梅ノ木	1193-2	田	516	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	10,600円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	山本 誇	滋賀県長浜市	長浜市	益田町	下馬場	618-1(A)	田	138	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
18	中村 聖	滋賀県野洲市	長浜市	木之本町石道	地古田	1147	田	1,715	使用貸借権	普通畑	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき